

議第52号

高山市児童センター管理条例の一部を改正する条例について

高山市児童センター管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月4日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市国府児童館を指定管理者による管理とするため改正しようとする。

高山市児童センター管理条例の一部を改正する条例

高山市児童センター管理条例（昭和57年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 児童センターの<u>うち次に掲げる施設</u>（以下「<u>指定施設</u>」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>高山市城山児童センター</u></p> <p>(2) <u>高山市山王児童センター</u></p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 児童センターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p>
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高山市条例第5号）並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>指定施設</u>の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高山市条例第5号）並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>児童センター</u>の管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定施設</u>の利用又は使用の許可、取消し、制限及び停止に関する業務</p> <p>(3) <u>指定施設</u>の利用又は使用に係る料金の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(4) <u>指定施設</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(利用の許可)</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童センター</u>の利用又は使用の許可、取消し、制限及び停止に関する業務</p> <p>(3) <u>児童センター</u>の利用又は使用に係る料金の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(4) <u>児童センター</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(利用の許可)</p>

第4条の2 利用者は、児童センターを利用しようとするときは、市長（指定施設にあっては、指定管理者。次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

（集会室等の使用）

第5条 市長は、利用者の利用に支障がない場合に限り、別表に掲げる集会室等を利用者以外の者にも使用させることができる。

2 前項の規定により児童センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用料）

第6条 （略）

2 使用者に係る使用料は、別表に定めるとおりとし、使用許可の際使用者から徴収する。
ただし、指定施設の使用料は、同表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。

3 （略）

（使用料の収入）

第6条の2 市長は、指定管理者に指定施設の使用料を当該指定管理者の収入として収受させる。

（使用料の減免）

第7条 市長は、必要と認めたときは、使用料を減免することができる。ただし、指定施設の使用料については、市長が必要と認めたときは、指定管理者において減免することができる。

第4条の2 利用者は、児童センターを利用しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

（集会室等の使用）

第5条 指定管理者は、利用者の利用に支障がない場合に限り、別表に掲げる集会室等を利用者以外の者にも使用させることができる。

2 前項の規定により児童センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（使用料）

第6条 （略）

2 使用者に係る使用料は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた額とし、使用許可の際使用者から徴収する。

3 （略）

（使用料の収入）

第6条の2 市長は、指定管理者に児童センターの使用料を当該指定管理者の収入として収受させる。

（使用料の減免）

第7条 指定管理者は、市長が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の高山市児童センター管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市児童センター管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の高山市児童センター管理条例の規定による使用料は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の高山市児童センター管理条例の規定により指定管理者に高山市国府児童館の管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。